

令和4年4月7日

三重県知事 一見 勝之 様

動物愛護業務の施設整備を求める要望書

三重県鈴鹿市平野町1360-7

NPO 法人グリーン Net

武藤 安子

本県の動物愛護業務において、保健所の施設整備をお願いしたく、下記の通り要望いたします。

記

- ① 尾鷲保健所を東紀州地方の拠点として、次の業務が可能となるよう施設・設備を整えてください。
 - a) TNR 事業の避妊・去勢手術について、随時手術が行われること
 - b) 災害時の備蓄及び、相当数の負傷動物の受入れ、診療業務

【理由】

a : TNR 事業では、あすまいるで実施される一斉手術のほか、協力病院における手術も並行して行われています。しかし、東紀州地方には動物病院が少なく、協力病院もないため、一斉手術が唯一の実施手段となっています。一斉手術は頭数確保のために何日も捕獲器に拘束していることが多く、ストレスからの健康被害が憂慮されています。尾鷲保健所で随時手術ができるようになれば、猫の負担も少なくなり、難しい管理を強いられる住民の負担も軽減されます。また、健康な猫を何日も捕獲器(保護箱)に拘束している様は、動物管理基準(※)に照らしても不適切です。このような問題点からも随時手術のメリットは大きいと考えます。

b : 東紀州地方への陸路アクセスは国道 42 号と紀勢道しかなく、南海トラフ地震のような大規模災害時には交通網が分断され、陸の孤島となるのは必至です。尾鷲保健所の収容施設(犬舎)面積は僅か21㎡。犬房は2つしかありません。現在の施設では、災害時に多くの負傷動物を受け入れることは困難です。尾鷲・熊野保健所管内の動物病院が少ないこともあり、災害時を想定した施設設備が必要です。

- ② 全保健所の収容施設について、収容された猫が犬と同室にならないよう、動物管理基準に準じた専用スペース(個室)を確保してください。

【理由】

猫の収容施設がありません。車庫などを仮の収容場所としている保健所もありましたが、空調設備が無いなど適切な場所が確保されていません。猫の特性・習性に配慮した専用スペースが必要です。

以上

※ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和3年環境省令第7号)